

南相馬市規則第 号

南相馬市表彰条例施行規則の一部を改正する規則

南相馬市表彰条例施行規則（平成18年南相馬市規則第1号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後		改正前	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
区分	審査の基準	区分	審査の基準
1 市政の向上発展に貢献し、その功績が顕著な者	(1) 市長又は市議会の議長及び副議長として4年以上在職した者 (2) 市議会の議員として8年以上在職した者 (3) 副市長として8年以上在職した者 (4) 南相馬市教育委員会教育長として6年以上在職した者 (5) 市の教育委員会委員、監査委員、選挙管理委員会委員として8年以上在職した者 (6) 市の農業委員会委員、固定資産評価審査委員会委員として6年以上在職した者 (7) 市の行政嘱託員として6年以上在職した者 (8) 前各号に掲げるもののほか、市の公益及び振興発展に	1 市政の向上発展に貢献し、その功績が顕著な者	(1) 市長又は市議会の議長及び副議長として4年以上在職した者 (2) 市議会の議員として12年以上在職した者 (3) 副市長、 <u>南相馬市教育委員会教育長、市の固定資産評価員、市の執行機関である委員会の委員及び市の行政嘱託員として12年以上在職した者</u> (4) 前各号に掲げるもののほか、市の公益及び振興発展に

	<p>尽くし、前各号と同程度の功績があった者</p>		<p>尽くし、前各号と同程度の功績があった者</p>
<p>2 市の教育、学芸又は文化の興隆に貢献し、その功績が顕著な者</p>	<p>(1) 多年学者、教育者として旺盛な研究を重ね、本市の学術の振興、教育の進展に功績のあった者</p> <p>(2) 多年芸術（美術、音楽、演劇、放送、映画その他これに類するもの）、体育団体等の役員又は指導的立場にある者等として団体の育成に尽力し、社会文化、社会体育等の興隆に寄与し、功績のあった者</p> <p>(3) 多年文化の交流、地方文化の興隆に功績のあった者</p> <p>(4) 教育振興又は育英事業に功績のあった者</p> <p>(5) 市立学校の校医又は薬剤師として15年以上在職した者</p>	<p>2 市の教育、学芸又は文化の興隆に貢献し、その功績が顕著な者</p>	<p>(1) 多年学者、教育者として旺盛な研究を重ね、本市の学術の振興、教育の進展に功績のあった者</p> <p>(2) 多年芸術（美術、音楽、演劇、放送、映画その他これに類するもの）、体育団体等の役員として団体の育成に尽力し、社会文化、社会体育等の興隆に寄与し、功績のあった者</p> <p>(3) 多年文化の交流、地方文化の興隆に功績のあった者</p> <p>(4) 教育振興又は育英事業に功績のあった者</p> <p>(5) 市立学校の校医として20年以上又は学校薬剤師として30年以上在職した者</p>
<p>3 市の産業及び経済の振興発展に貢献し、その功績が顕著な者</p>	<p>(1) 産業（農業、商業、工業、牧畜業、林業、水産業等）、観光事業その他各種事業における発明、考案又は改良を行い、産業経済の振興に功績のあった者</p> <p>(2) 設備の近代化、新技術の導入等により地方産業の構造改善に努め、産業の合理化に功績のあった者</p> <p>(3) 多年産業又は企業団体の役員として団体の育成及び強化に功績のあった者</p> <p>(4) 多年産業の安全の普及推進に功績のあった者</p> <p>(5) 農耕地、農林道その他農業用施設等の開発、維持保全、</p>	<p>3 市の産業及び経済の振興発展に貢献し、その功績が顕著な者</p>	<p>(1) 産業（農業、商業、工業、牧畜業、林業、水産業等）、観光事業その他各種事業における発明、考案又は改良を行い、産業経済の振興に功績のあった者</p> <p>(2) 設備の近代化、新技術の導入等により地方産業の構造改善に努め、産業の合理化に功績のあった者</p> <p>(3) 多年産業又は企業団体の役員として団体の育成及び強化に功績のあった者</p> <p>(4) 多年産業の安全の普及推進に功績のあった者</p> <p>(5) 農耕地、農林道その他農業用施設等の開発、維持保全、</p>

	植林事業等に功績のあった者		植林事業等に功績のあった者
4 市の保健衛生、社会福祉及び公共事業等に尽力し、その功績が顕著な者	<p>(1) 多年社会奉仕団体の役員として団体の育成強化に努め社会福祉の増進に功労のあった者</p> <p>(2) 多年保護家庭及び児童生徒の更生指導に功労のあった者</p> <p>(3) 多年市民の衛生思想の普及啓発に努め、保健衛生の向上に功労のあった者</p> <p>(4) 多年道路、橋りょう、河川、水利施設漁港等の維持管理に積極的に協力し、その保全に功労のあった者</p> <p>(5) 治山、治水事業に功績のあった者</p> <p>(6) 多年自らの能力や経験、時間を公共に提供し、地域社会において公益な活動を行った者</p>	4 市の保健衛生、社会福祉及び公共事業等に尽力し、その功績が顕著な者	<p>(1) 多年社会奉仕団体の役員として団体の育成強化に努め社会福祉の増進に功労のあった者</p> <p>(2) 多年保護家庭及び児童生徒の更生指導に功労のあった者</p> <p>(3) 多年市民の衛生思想の普及啓発に努め、保健衛生の向上に功労のあった者</p> <p>(4) 多年道路、橋りょう、河川、水利施設漁港等の維持管理に積極的に協力し、その保全に功労のあった者</p> <p>(5) 治山、治水事業に功績のあった者</p>
5 風水害及び火災の防護に当たり、その功績が顕著な者	<p>(1) 風水害、火災等の災害に当たり、危難をかえりみず災難の未然防止又は防護に功績のあった者</p> <p>(2) 多年防風林、防災林等のかん養育成に努め、又は防火の必要性を喚起し、災害防止に功労があった者</p> <p>(3) 消防団員として25年以上職務に励み、功労があった者</p>	5 風水害及び火災の防護に当たり、その功績が顕著な者	<p>(1) 風水害、火災等の災害に当たり、危難をかえりみず災難の未然防止又は防護に功績のあった者</p> <p>(2) 多年防風林、防災林等のかん養育成に努め、又は防火の必要性を喚起し、災害防止に功労があった者</p> <p>(3) 消防団員として25年以上職務に励み、功労があった者</p>
6 前各項に掲げるもののほか、市民の模範とすべき篤行者及びその行為が表	(1) 奇特な行為があり、社会一般の模範となるべき者	6 前各項に掲げるもののほか、市民の模範とすべき篤行者及びその行為が表	(1) 奇特な行為があり、社会一般の模範となるべき者

彰に値す ると認め た者		彰に値す ると認め た者	
--------------------	--	--------------------	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の南相馬市表彰条例施行規則第3条の規定による表彰該当者の審査の基準は、平成31年4月1日以降にこの審査の基準の要件を満たした者から適用する。